



ご報告

■ 「那覇地区公益事業暴力追放連絡協議会」へ参加しました。

平成28年4月26日(火)に、「那覇地区公益事業暴力追放連絡協議会 平成28年度 第1回定例会」がドコモCS九州沖縄支店にて開催されました。

本協議会は、那覇地区における電気・ガス・水道・電話・放送等の事業者が相互に理解と協力を深め、警察及び暴力団追放沖縄県民会議との連携を密にして、暴力団員等にかかる公共料金の徴収及び補償等の諸問題に絡む不法事案を予防、排除することを目的として行われているものです。



お知らせ

■ 第20回暴力団追放県民ゴルフ大会

日時:平成28年7月下旬もしくは8月上旬で調整中

場所:喜瀬カントリークラブ(名護市)

※ 申し込み方法等について決まり次第ご連絡致します。

多くの方のご参加と景品等の提供、寄付をお願いいたします。

○ 喜瀬カントリークラブは、**第85回日本70ゴルフ選手権**の開催が決定しているチャンピオンコースとなっております!

多数のご参加をお待ちしております。

～暴力団員から被害を受けた方へ～

- あなたは、指定暴力団員の資金獲得活動の被害者です。
- あなたは受けた損害を賠償してもらう権利を持っています。しかし、その暴力団員は逮捕されましたが、その暴力団員に賠償する能力はあるのでしょうか。
- あなたは、なぜその暴力団員からいわれのない被害を受けたのでしょうか。
その暴力団員は、誰から命令されたのでしょうか。あなたの被害によって、最後は利益を誰が得るのでしょうか。
- あなたは、利益の行き着く先、つまり暴力団組織のトップに賠償を求める権利を有しています。暴力団対策法が、それを定めています。
- あなたが暴力団組織のトップから賠償を受ければ、あなたと同様の被害の防止にもつながります。

質問コーナー



Q. 組長の「使用者責任」ってなに?

A. 暴力団組長に対する使用者責任追求のことです。

「使用者責任」とは、ある事業のために雇われた者(被用者)が執行中に第三者に損害を与えた場合、その賠償を使用者が負うということを行います。

最近、暴力団組員が行った犯罪について、「(暴力団の)組織力を活用しており、被告(組長)が最も責任を問われる立場にある」「責任は実行犯を上回る」等、組長こそ首謀者と断罪して実行役を上回る極刑を言い渡す判決が出ています。

暴力団の組員と組長の関係を被用者・使用者のそれと捉え、実質上の指揮監督関係をもって組長の使用者責任を認めるものです。

news!

暴力団事件

◆ 暴行事件で逮捕(浦添署)

浦添署は、平成27年11月8日、浦添市内の路上において、被害者の胸ぐらを掴んで締めあげる暴行を加えたとして、旭琉會二代目嘉手苺一家構成員1名を逮捕。

◆ 窃盗事件で逮捕(那覇署)

那覇署は、平成27年11月24日、那覇市内の遊技場において、被害者所有の現金10万円入り財布を盗んだとして、旭琉會桜一家幹部1名を逮捕。

ご意見、ご要望、相談等があればお気軽にご連絡下さい。